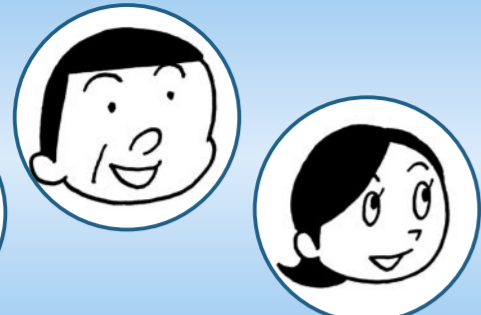
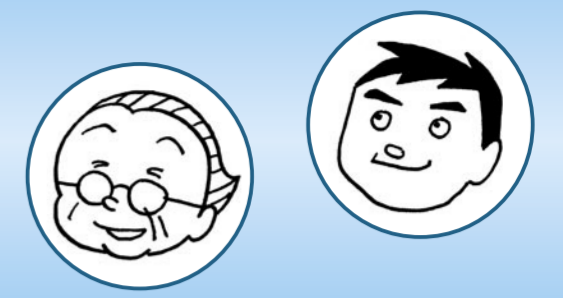


特集



みんなで支え合う

国民健康保険



皆さんの健やかな暮らしを支え合う国民健康保険(国保)の制度は、医療費などの増加により安定的な運営が大変難しくなっています。今回は国保の現状や手続き、給付内容について確認し、再度、国保制度について考えてみましょう。

① 健診を受けて健康な生活を!

松山市国保加入者の1人当たりの医療費が増えているのをご存じですか?

左図のとおり! 高齢化や高度医療の提供などで年々増えているんだ

このままだと安定的な国保運営が難しくなるかも... 加入者の負担に つながるかも...

医療費を抑えるポイントって何?

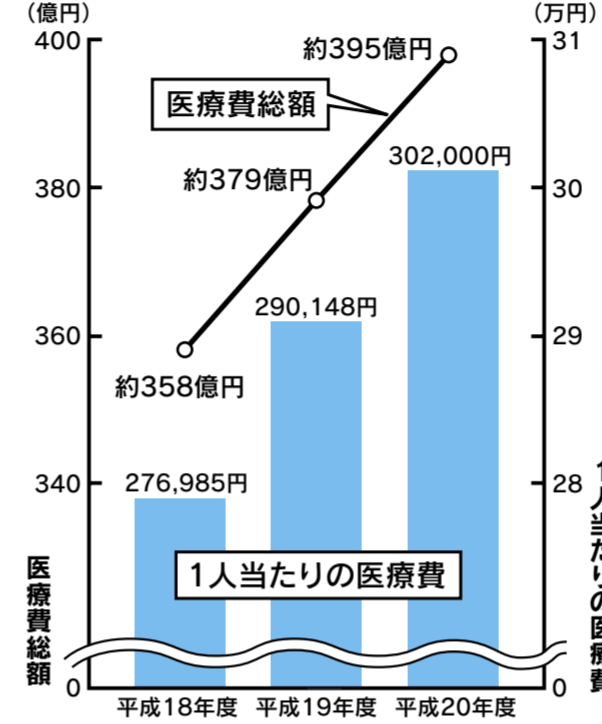
特定健康診査

その一つは 健診で自分の体を見つめましょう

将来病気になるために

よし 健診に行こう!

市国保の医療費総額・国保加入者1人当たりの医療費の推移



特定健康診査について

対象者は、40歳以上の加入者です。平成22年度の受診券を5月中旬に送付します。メタボリックシンドロームではないのに糖尿病など、健診を受けることで、目に見えない体の変化を早期に見つけることができます。年に一度は健診を受けましょう。

③ こんな給付が国保で受けられます

国保には、加入者の病气やけがによる医療費の給付などさまざまな保険給付があります。忘れずに申請をしてください。

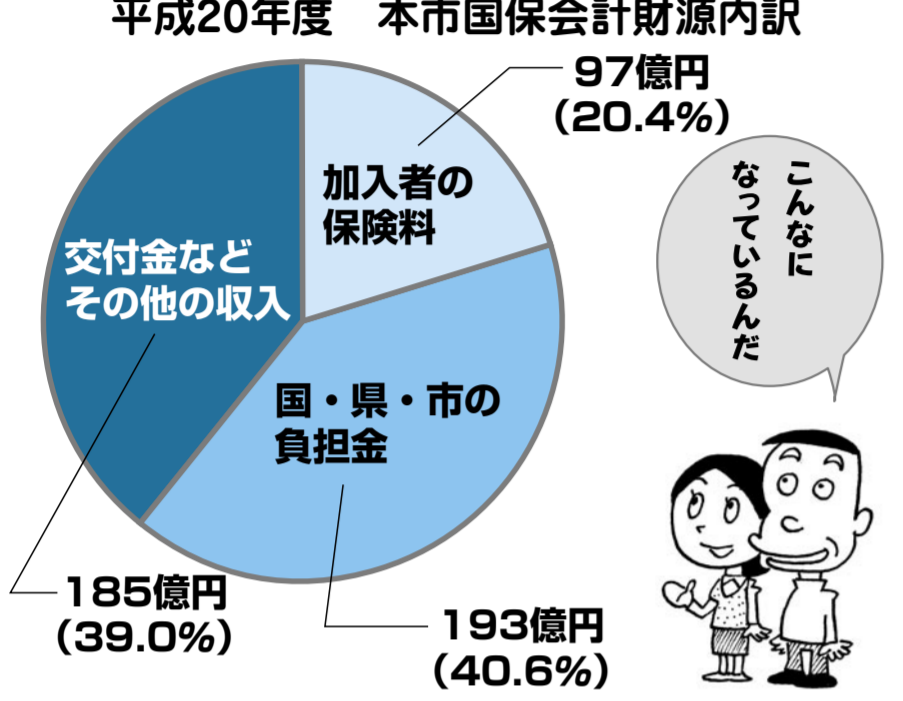
医療費が高額になったら

月初めから月末までの1ヵ月に、一つの医療機関の入院、外来・歯科・歯科ごとの医療機関に一定の自己負担額を超える医療費を支払った場合は、市への申請により医療費の一部が支給(高額療養費)されます。(70歳以上の人の高額療養費は算定方法が異なります)

④ みんなで支え合う保険料

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療費の自己負担が一定の割合(割合は年齢などにより異なります)となります。

なお70歳以上の人(3割負担の人を除く)は、自己負担凍結措置の継続により、4月より平成23年3月まで1割負担になります。該当者には3月末までに「高齢受給者証(再発行)」を郵送します。



口座振替が便利

うっかりや多忙による納付忘れの防止には、保険料の口座振替が便利です。また確定申告の時期に、納付済みの確認通知が自動的に届きます。これから加入する人、すでに加入している人もぜひ口座振替をご利用ください。

【必要なもの】
通帳番号が分かるもの・通帳届出印
【手続きの場所】
国保・年金課(市役所別館3階)・支所、市内の金融機関

② 忘れていませんか? 国保の手続き 14日以内に

国保に加入したりやめたりするとき(左表参照)は、14日以内に届け出をしてくださいます。

【届け出先】
国保・年金課(市役所別館3階)・支所

なるほど 国保の手続き

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、生活保護を受けている人以外のすべての人は、国保に加入しなければなりません。

国保に加入する人とは

国保の加入日は届け出した日ではなく、前の健康保険の資格喪失日や扶養認定解除日、本市への転入日などの事実が発生した日となります。また保険料は、事実発生日までのかぼった最高2年間分の納付が必要となります。

要する届け出が遅れると

国保の資格は、新しい健康保険の資格取得日や扶養認定日までさかのぼって、また本

手続きの 注意ポイント

加入の届け出が遅れると

国保の加入日は届け出した日ではなく、前の健康保険の資格喪失日や扶養認定解除日、本市への転入日などの事実が発生した日となります。また保険料は、事実発生日までのかぼった最高2年間分の納付が必要となります。

職場の健康保険に加入した人は

市からの転出時は転出日で喪失します。喪失日以降に国保の保険証で診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還しなければなりません。

国保の手続き 14日以内に

こんなときは	持参するもの
ほかの健康保険をやめたとき	印鑑、健保の離脱証明書
他市区町村から転入してきたとき	印鑑(転入届け出後)
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳
ほかの健康保険に加入したとき	国保と健保の保険証
他市区町村へ転出するとき	保険証
生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、保険証(死亡届け出後)
退職者医療制度に該当したとき	印鑑、年金証書、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
世帯を分けたり、合併したりしたとき	印鑑、保険証(住民異動届け出後)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証、運転免許証・パスポート・顔写真付き住民カードなど本人確認ができるもの
旅行などで別個の保険証が欲しいとき	印鑑、保険証
修学のため、他市区町村へ住民票を異動するとき	印鑑、保険証、在学証明書(転出届け出後)
他市区町村にある介護保険施設や特定施設(有料老人ホームなど)、児童福祉施設、障害者自立支援施設などの当該施設に入所するため、その施設に住民票を異動するとき	印鑑、保険証、該当施設の入所証明書(転出届け出後)
長期間入院するため、他市区町村にある医療機関に住民票を異動するとき	印鑑、保険証、入院証明書(転出届け出後)

⑤ 平成21年中の所得が なかった人も申告を

国民健康保険料の所得申告は、保険料額や軽減判定を決定する大切な申告です。所得がなく税の申告の必要がない人も必ず申告してください。

【申告が必要な人】
○世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)
○国民健康保険加入者
○後期高齢者医療保険加入者(同世帯に国民健康保険加入)

者がいる場合 ※税務署や市区町村で申告して年末勤務先で年末調整済みの人は除く

【申告場所】
国保・年金課、支所、出張所 ※申し出により郵送でも受け付けます

子どもが生まれたら

加入者が出産した場合、医療機関への申請により出産育児一時金(39万円)やお産科医療保障制度加入の医療機関での出産の場合は42万円が、原則、市から医療機関に支払われます。

※出産費用が支給額を超えない場合は、差額を支給しますので、加入者は市へ申請してください。

死したら

加入者が死亡した場合、喪主など葬儀を行った人は市への申請により2万円が支給(葬祭費)されます。

※本来、治療費は加入者が支払うものですが、国保が一時的に治療費を立て替えて支払う場合があります。示談する前に必ず連絡してください。

交通事故に遭ったら

交通事故などの第三者の行為によりけがをした場合、市への届け出により認められると国保で診療が受けられます。

お問い合わせは、国保・年金課の各担当①については医療制度担当 ☎948 6375 ②については、資格に関すること資格担当 ☎948 6363、料金に関すること賦課担当 ☎948 6365、医療費の給付に関すること給付担当 ☎948 6361 ③については、給付担当 ☎948 6361 ④については、総務担当 ☎948 6376 ⑤については、賦課担当 ☎948 6365 ⑥共通 ☎934 2631へ